

〈論文〉

近世期農村家族相続事情  
—旧上田藩上塩尻村における家督相続・代替わり—

Inheritance and the Family Situations in Early Modern Japanese Rural Society:  
Ie Inheritance and Turnover the Head in Kami-shiojiri, Ueda, Nagano

高橋基泰  
Motoyasu TAKAHASHI

《Summary》

This article aims to clarify the reality of inheritance and family circumstances in an early modern Japanese village, of examining how land and property was passed down from one generation to the next using the database of Kami-shiojiri, Ueda, Nagano on the basis of various documents including Shumon Aratame-cho (Religious Faith Registers) and family trees.

On the ie inheritance, in Kami-shiojiri the Shumon Aratame-cho which has been formally hardly referred to, but the family trees which were more informally mentioned occasionally almost limited to the higher rank of the Satos. Moreover, tracing the transfer before death, the number of cases is around 20 out of a total of 300. The number is much smaller than in the previous studies. Furthermore, there are few cases in the period between the 1830s and 1840s, and even after those periods, the cases were concentrated in the 1860s. The 1860s saw a decline in the ages of succession and an increase in those with a surname. Adding the newly acquired economic data from the Kandaka-cho to the database, we have confirmed that the smallness of the kandaka as a whole suggests that the inheritance was not taking place in the way that has been hitherto assumed in general and the change in the unit-head of the Shumon Aratame-cho should be seen as only that, rather than as inheritance of the ie. On the other hand, the more numbers of the units in Shumon Aratame-cho partly due to 'bunke', the less the average kandaka. In the long run, the factors not necessarily associated with the kandaka gradually affected the inheritance or turnover of each family. In addition to such discussion, referring to the case of the Yamazakis in the wider perspective, their inheritance was treated in the light of the status or rank of the ie or family rather than the economic factor.

## はじめに

本稿は、旧上田藩上塩尻村における家督相続および代替わりについて、宗門改帳および家系図を主要史料として構築したデータベースに新たに貫高帳データをくわえ、各家統の具体的な継承の経過をたどることで農村家族における家督相続・代替わりの実相を明らかにすることを意図している<sup>1</sup>。

日英村落史的対比研究の一環として前稿「家系図の『家族』と宗門改帳の『家族』」では日英村落史対比研究のため作成した旧上田藩上塩尻村データベースにおける2主要部門である家系図および宗門改帳それぞれのデータ部門を照合させることで、以下の知見を得ている<sup>2</sup>。すなわち宗門改帳データ部門と家系図データ部門が6割以上のデータの重なり-共有という値を得ることで上塩尻における家系図の史料的価値を確認するとともに宗門改帳という公式的記録における「家族」「世帯」と家系図という非公式な記録における「家族」「世帯」との乖離を指摘した。また本来慣行として理解され、ともすれば静態的にとらえられがち

1 ここていうデータベースは上塩尻村研究グループ(仮称、以下では研究グループと略す。グループのメンバーには筆者の他、長谷部弘・山内太・田島昇・大越良裕・岩間剛毅・Michael Shackleton・Martin Morris)らがいる。本データベースは、最終形態としては上塩尻村関係の史料をすべて網羅するものになるであろう。また海外共同研究者としてMargaret and Peter Spufford・Peter Edwards・Nesta Evansがいる)の協力を得てケンブリッジ州ウィリングムデータベースも構築されつつある。

2 拙稿近世上田藩上塩尻村における家系図の『家族』と宗門改帳の『家族』-系譜関係・親族関係・世代継承-『村落社会研究』19 2003年。宗門改帳については上田市博物館上塩尻佐藤嘉三郎家文書1/719-747、宗門御改帳(文政13年-万延元年)、同馬場直次郎家文書(天明期および文政6年)、上田市上塩尻原興家文書9(天明6年)、13(天明7年)、14(天明8年)、17(寛政12年)、19(享和2年)、27-35(文化7年-文政3年)、36(文政5年)。

な相続ないし分家行為にもまた時系列上では変化があることも示した。さらに宗門改帳の各单位内で五人組が複数存在する場合、家系図の系統もそれにあわせるように複数存在する事例が通常であることを見出し、居住する論理が家業にもとづく生活の論理と一致する傾向が強く、家系図上の「家」と五人組の「家」とが一致するようになる点を明らかにした。その際に各々の事例に密着して検討することで当時の「家族」や「親族」および世代継承に関する行為の実相を探ることを課題とした。その課題に取り組むための作業として本稿では貫高初名寄帳および貫文高帳からのデータをデータベースに組み入れた。全国でも珍しい貫文高制をとる上田藩の行政文書として貫高初名寄帳とは年貢担当者名・所有貫高ならびに年貢高を記したものであり、貫文高帳も形式をほぼ同じくするものであった(これらは以下単に貫高帳とする)<sup>3</sup>。貫高帳は1756年以降1863年にかけてかなりの連続性を示しており、限定的ではあれ経済的指標としたい。なお、本稿では前稿の原則を踏襲し、「家」という場合には家名・家業・家産を共有する集団で血縁・非血縁関係ともに含む集団を意味している。「家族」といった場合にはより一般的な意味で用いるが、家系図との関連からでいえば直接血縁関係でむすびついた集団を意味する「親族」と併記して用いる。

以下、まず上塩尻各家のうち山崎家から一例をひき実際の相続の過程をたどる。次に継承年齢および被継承年齢を切り口に各家の特徴をたどりながら村全体の傾向を探る。さらに貫高帳データの導入により継承における内容の変化を追う。最後にそうした村全体の状況をつかんだ上であらためて山崎家の事例を広角に論じることで農村家族における家督相続・代替わりの実態を理解する足がかりとしたい。

3 山内太「近世期村落社会における『宗門帳の家』と土地所有-信州上田藩上塩尻村を事例として-」『村落社会研究』19 2003年 16-7頁。

## 1 上塩尻村における相続・家督と「家」 ：山崎五市一件

相続に関する研究史をふりかえると、農民レベルにおいては現時点でも長期の期間を時系列的にたどった実証研究はきわめて乏しい<sup>4</sup>。それでも近年の状況としては宗門帳を体系的に用いた研究が歴史人口学の分野で進んでいる。ところがそうした研究成果を利用するにあたり、先に問題となったのは宗門帳上の単位が何を示したものなのか、という点である。すなわち、まず寺壇関係における旦那としての家ではない。そしてこれらは必ずしも居住集団でもないが、なんらかの親族関係集団であることはその続柄の記載が物語る。さらにその親族集団の系譜はつまるところ家系図をもって把握するしかないものなのであった<sup>5</sup>。この点をよく示すのが以下の山崎五市の事例である。

### 事例 山崎家 五市 (1841~1857)

宗門改帳上では五市は天保11年(1840年)の出生以来祖父五郎右衛門(山崎家家系図5-7 58歳 0.816貫)を筆頭者とする単位の一員であった。五郎右衛門筆頭の単位は五市出生の時点では6名であったが、翌天保12年(1841年)には祖母(次妻 33歳)が離縁され(「不縁ニ付松代御領新村甚太夫方へ相戻し」)、また五市より1歳のみ年長の叔母も3歳で死亡しているため4名になる。さらに翌天保13年(1842年)には五市の実母が21歳で死亡し3名になるのである。嘉永元年(1848年)に筆頭者五郎右衛門の養子で五市の父親藤五郎(山崎家家系図5-6 没年32歳)と死別する。実はこの藤五郎は五郎左衛門家から養子入りして

いたのである。天保9年(1838年)22歳で五郎右衛門の娘で藤五郎には従弟にあたるあさ(17歳)の婿になっていた(「付箋」「当村五郎右衛門方養子遣」(付箋)「当村五郎左衛門伴引取 養子 亥二十三 藤五郎」)。なお、同嘉永元年(1848年)順序は不明だが、五市は天保14年(1843年)に後妻で藤五郎に嫁いできた継母〔23歳 「御領鑄物師屋村親弥兵衛方に不縁につき相戻し」〕と異母妹のしう(4歳 「御料所鑄物師屋村丑松方へ養女遣」)とも宗門改帳上では縁が切れる。そして翌年の嘉永2年(1849年)には祖父五郎右衛門も死亡し、五市は1人でその単位を維持することになる。そのとき彼はかぞえて10歳である。その後16歳で早世するまでそのままであった。彼の死亡時である安政2年(1855年)における宗門改帳の付箋には「去卯三月・相果」とある。

近世期の村落ではとくに珍しくないのかもしれないが、生別・死別も含め人の去来は五市の属した単位においても驚くほどである。元来上塩尻村山崎家は、総本家である左内一助之丞家の系統が早くにとだえたあと4家に分かれる(「本家跡なし 四家に成ル 其一 坂木たびや介之丞 一 覚兵衛 一 忠之丞 一 吉兵衛 村之本家」)<sup>6</sup>。そのうち源之丞-甚吉-吉兵衛系統で相対的に家勢を保っていくのがこの五郎右衛門の系統なのである。五市は五郎右衛門家の流れをくみ、彼の死後その「分家」五郎左衛門家から養子が入り系譜をつないでいる。だが、宗門改帳ではこの単位そのものはとだえるのである。それゆえ宗門改帳ではそうした系譜関係などはつかめない。また、居住状況も含め実際に五市がどのような境遇にあったのかもわからない。五郎右衛門家にもっとも近い系統は五郎左衛門であり、さらに五郎左衛門は五市の実の祖父でもあったが、五市養育のための貯金を勝手に使い込むなどして一族内で問題とされていた。

4 拙稿「家系図の『家族』と宗門改帳の『家族』」4-5頁。もちろん皆無ではない。前稿で挙げた研究の他にも、たとえばきわめて資料が乏しいとしながらも竹内利美が紹介した岩手県東磐井郡摺沢町源八の菊池家および長野県下伊郡郡神原村坂部の熊谷家では長期にわたる家族動態が明示されている。両家の情報をもっぱら伝承による家系図からのものであり、いわゆる名族落剥伝承も伝える山間僻地の開発の担い手の子孫である点が特異であるといえよう。『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣 166-74頁。

5 拙稿「家系図の『家族』と宗門改帳の『家族』」3-4頁。

6 上田市上塩尻佐藤八郎右衛門家文書「諸家代次 村之部四 山崎・小祝」(佐藤八郎右衛門編纂山崎家家系図)冒頭。

資料 嘉永四年 以口上書奉願上候

(五郎右衛門死失 願一件)<sup>7</sup>

上 以口上書奉願上候

一 本家五郎右衛門儀、去申酉年六月中死去致候砌、私儀者病身ニ付上州草津温泉江罷越留主ニ御座候。然所相続人当酉拾才ニ相成孫吾市幼年ニ付跡々之儀者分家五郎左衛門方へ相頼置可申候処、日頃不仲故親類之内善太郎忠之丞組合ニ而、茂平右三人之者江病中ヨリ相続之儀堅ク相頼ミ置申候者、吾市儀者他家相頼置、成人之身上持耽見定メ相続為致呉候様堅ク相頼置、猶又貯金之儀茂他家預ヶ堅相頼置候様外諸道具一切之儀茂夫々始末方委リ相頼置、猶又旨趣違言致候節者右兩人外惣親類之者立合之場ニ而申置候儀ニ御座候。私儀者其節申他出ニ御座候得共、右兩人親類之者耽ト承リ候得者、始終之儀者右兩人并ニ組合之者江御尋被成申候得者、明白ニ相分リ可申候。

然処五郎右衛門死後五郎左衛門ヨリ善太郎忠之丞兩人江旨趣成無法ヲ申懸、貯金無体ニ請取、外一切之品茂不残引取申候処、兩人二茂五郎右衛門ヨリ堅ク被頼候儀故誠ニ無念ニ存ジ候得共、遠縁之事故、無抛在相渡申候儀ニ御座候。夫ヨリ五郎左衛門一存之取計ヒニ而萬事押領致罷在リ処、私十月中草津ヨリ立帰り、兩人ヨリ始終之儀承申候。何卒五郎右衛門違言茂相立本家相続無滞相立度、五郎左衛門江再熟申談事候得共、何分不承知申相談不行届候間、組合親類ヲ以申談事候得共終ニ不行届、無處御役所江御願申上候処、長百姓方江被仰付、何分熟談致五郎右衛門違言茂相立、本家相

続無滞出来致候様再熟御入割被仰聞候得共、含ミ御座候故ガ何分熟談不行届誠ニ嘆敷儀ニ存又々願出候処、長百姓方ニ茂格別之御入割被仰聞候ニ付、無處場合与存候与見イ御入割之処慥ニ承知致熟談相調江候処、小兒吾市不承知之由ヲ申、終ニ破談ニ相成申候。是皆五郎左衛門小兒江斗略ヲ申含メ置候事与存候。喩小兒無弁右様之儀ヲ申候与茂、本家大切与存候ハバ入割為申聞熟談致申可候儀与奉存候。喩五郎右衛門ヨリ違言無之候共本家大切ト存候ニ而、幾重ニ茂堅致置後難無之様取斗ヒ可申候ニ、右様之心底ニ而ハ弥之本家之身上押領之相企与奉存候。

誠ニ巨細之儀者難書取候間、御尋之節口上ニテ申上度奉存候。何卒五郎右衛門違言も相立本家相続出来致候猶又親類和合致候様奉願上候以上。

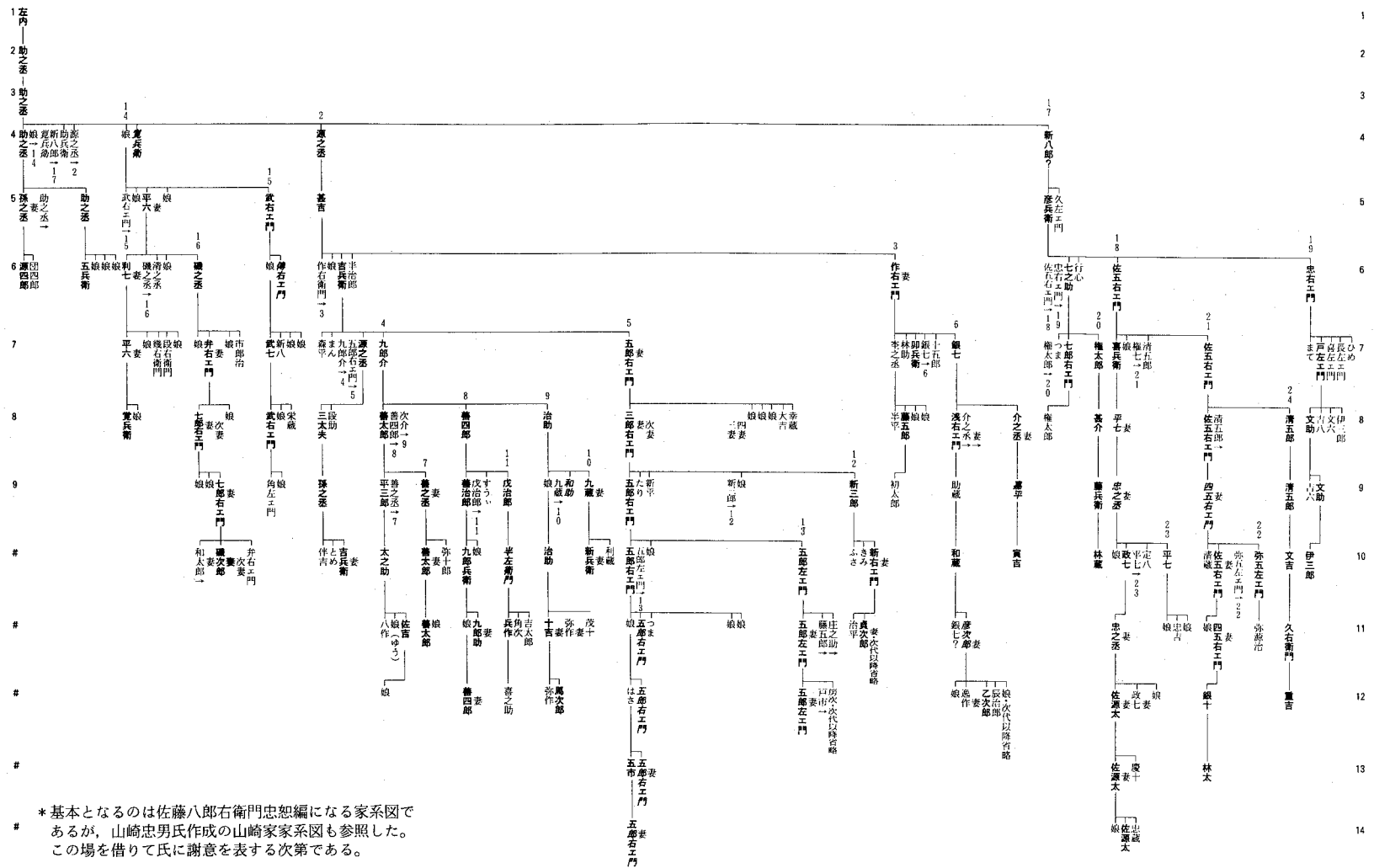
嘉永四年 亥三月 新右衛門 印  
村御役所

\* (傍線筆者)

経緯としては、祖父五郎右衛門死亡後「本家」(図1:山崎家家系図 5)はその孫後五市(本文書では「吾市」)が跡をつぐことになっていたが、まだ10歳であるため分家五郎左衛門方へその養育・世話を託するべきところなのだが五郎右衛門家と五郎左衛門家(図1:山崎家家系図 13)とはどうも不仲であった。そのため五郎右衛門は生前病中にありながら親類ということで九郎助系統の善太郎(家系図 7)および彦兵衛系統の忠之丞(家系図 18)ら五郎右衛門家といわば同格のしかし遠縁の者と五人組関係者として茂平に五市の成人まで他家に預け(この場合七郎右衛門家)「貯金」を管理することなど取り決めていたものであった。このことは善太郎・忠之丞の2人のみならず親類全体の立合いで遺言(「違言」)にしてあったのである。ところが五郎左衛門は「無法」「無体」にも貯金・家財など横領(「押領」)してしまった。先の親類のものもけっきょく遠縁であるためにどうしても強く談じえない。それゆえこの上書をしたためているもう1つの分家新右衛門が草津温泉での病氣療養から戻りそうした有り様

<sup>7</sup> 佐藤嘉三郎家文書2/1909 以口上書奉願上候(五郎右衛門死失 願一件)。なお、藤井勝は撰津国武庫郡上瓦林村・美作国勝南郡行延村・信濃国佐久郡今井村を対象に家と同族について、家系図を重用しながらとくにヨコの論理から論じる中、家督継承と同族結合に関する事例として撰津国武庫郡上瓦林村における幼少者相続の一件を挙げている。ここでもやはり被相続者が相続人が幼少であるため親類に相続が滞りなく行われるように「遺言」したものの悶着が親類との間で生じている点興味深い(藤井勝『家と同族の歴史社会学』刀水書房 1997年 213-4頁。もっともそうであればこそ訴訟記録として残っているのであるが。

図1 山崎家家系図



\* 基本となるのは佐藤八郎右衛門忠恕編になる家系図であるが、山崎忠男氏作成の山崎家家系図も参照した。この場を借りて氏に謝意を表する次第である。

を知った。問題解決をはたすべく、親類達ともに五郎左衛門と談ずるものなかなか五郎左衛門は承知しない。やがて役所に届け出て、村役人らもまじえて談じ込むもそれでも不承知を申し立て、ふたたび役所に願い出、さらに村役人もまじえて談ずるように言いつけ、最悪の場合には役所の介入、というところまでいった。ところが、にわかには五郎左衛門が態度を軟化させ承知としたので、なんとかおさまるところまでいった。だが、今度は意外にも五市が不承知を言い立てたために破談となってしまったのである(「小兒吾市不承知ヲ申」)。五市が不承知を申し立てたのも五郎左衛門がでまかせ(「斗略」)を言い聞かせていたからと見なし、五郎左衛門は本家の身上の横領という企てをしているというのが分家新右衛門の推断である。しかし「本家大切」と思う新右衛門は「本家相続」を滞りなく進めるよう請願しているのである。

結局は和解となったものの<sup>8</sup>、吾市は数え16歳で夭折してしまう<sup>9</sup>。そして「本家大切」という理由で問題のあった五郎左衛門の実弟を跡にむかえることで五郎右衛門家は続いていく。しかしながらここでいう本家大事の本家といっても山崎総本家の左内家ではなくあくまで傍系の五郎右衛門家が生んだ分家にとっての本家なのであることを今一度確認しておきたい(図1:山崎家家系図1および5)。

以上の山崎五市と山崎家の「本家相続」の事例は、それでは上塩尻村全体ではどのような位置づけにあるのだろうか。まず、10歳であった山崎五市の「相続」とはどのような意味をもつものであったのか、継承年齢および被継承年齢を皮切りに以下論じていくことにする。

## 2 家督相続と生前譲渡：上塩尻における継承年齢および被継承年齢

家族についての議論は多岐にわたるけれども、少なくとも相続の制度・慣行が隠居の制度・慣行と表裏をなす事柄である点に関しては異論はあるまいと思われる<sup>10</sup>。上塩尻村にあってはいわゆる隠居は個々の事情から選択肢としてはありえけれども、村全体の慣行として必ずしも確立されていたわけではなかったのである。

前節の事例で祖父山崎五郎左衛門の逝去に遭遇した時点で山崎五市は10歳であった。しかしすぐに正式にその本家相続とはならなかったのは前述のとおりである。10歳の五市は「小兒」と見なされていた。小兒では本家相続はままたらなかつたのであろう、成人まで他家に預かりとなっていた。成人とは何歳からなのか、この場合は現時点では不明である。しかしながら宗門改帳のみを用いるのであれば単位ごとの筆頭者になった時点をしあたり代替わりと見なすことは可能である。その年齢を平均すれば事例全体322件で34.7歳であり、また中位値は34歳である。また被継承年齢は平均で63.1歳、中位値は64歳である。ちなみにこの観点における先行研究は岡田あおいの会津山間部近隣4ヶ村の宗門帳を分析したものであり、その平均は60.5歳で上塩尻の事例と近似している<sup>11</sup>。だが、歴史人口学ということであろう、宗門帳の単位を世帯とみなし、その筆頭者の交代をもって家督の相続とみなすという前提に立った分析であることは常に念頭におくべきであろう。その前提は岡田の最近の研究である陸奥国安積郡下守屋村人別改帳の分析でも踏襲されている<sup>12</sup>。そこではしかし被継承者平均譲渡年齢は50.1歳とかなり低い。

8 佐藤嘉三郎家文書2/1906 和熟内濟一礼之事 嘉永四年亥三月。この文書ではなぜか五郎左衛門は七郎左衛門を名乗っている「私共本家五郎右衛門去己酉年六月死失後跡式五市幼年故家財貯金・七郎左衛門方へ引取・」。反省の意を表したものであろうか。

9 佐藤嘉三郎家文書2/1906 奉願上候口上書(五郎右衛門名頭相続願) 安政5年「私共親類組合五郎右衛門孫五市死去後家名相続仕候者無・」。

10 竹田旦『民俗慣行としての隠居の研究』未来社 1964年 4頁、竹内利美 前掲書 50頁。

11 岡田あおい「近世農民家族における家督の継承とその戦略—会津山間部の宗門改帳を中心として—」国際日本文化研究センター ユーラシア・プロジェクトモノグラフシリーズ 1996年 124頁。

12 岡田あおい「近世農民社会における世帯と家系の継承—陸奥国安積郡下守屋村人別改帳を中心として—」速水融編著『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房 2002年 105—6頁。

また階層ごとに家督に対する考え方が違うであろうことを示唆するにいたっている<sup>13</sup>。本稿ではふれないが、人口動態の違いもありうる。岡田の扱った東北地方2対象とは宗門帳の性質も含めて地域差はあるが、上塩尻においても代替わりの時点で対象となりうる男子が1人のみである事例がきわめて多いという点でも一致していたことをここで追記しておく<sup>14</sup>。

岡田あおいの研究対象地では、察するに宗門帳上において家督ないし継承について明確な言及があるのであろう。ところが本稿で対象とする上塩尻村においてはそうした言及は「家督」という文言で散見しうるのみであり、通常は筆頭者の代替わりをもって相統とみなしている<sup>15</sup>。そしてこの「家督」にしても佐藤家の総本家ないしそれに準ずる家格の相統において用いられるきわめて公的性格の強いものだった。それゆえ内部事情に詳しい家系図では外部に出ていった場合の事例については「家督」という文言が登場することも珍しくないのに対し、村内部のこととなるとほとんど見

出せない。「家督」と称しうるほどにほとんどの村民の代替わりは公的性格を持ち合わせてはなかったのではないかとはいえず、また改名および貫高の代替わりも同時になされているかといえれば必ずしもそうではない。それゆえに時代毎の状況にしたがって一定様式の行動選択がとられ、それらが、皆がしているという程度の意味で「慣行」となっていったというのが実情と考える<sup>16</sup>。実際、前稿「家系図の『家族』と宗門改帳の『家系図』」で見出したように、もともと宗門改帳の単位でみると1夫婦あたりの平均男子数がさほど多くはなかった。代替わりの時点で相統対象者である男子がそもそも1人のみという事例が長男子に代替わりをする事例のほぼ3分の2、全体320件余の4割以上を占め、5件に2件がそもそも選択の余地がなかったのである。男子が2名おり、そのうちの兄が筆頭者となるのが55件であり、3名以上で長兄がという場合は8件である。もちろん、相統対象者が1人になるように次三男を、あるいは兄の方を早めに養子に出す、あるいは分家させるという選択もありえた。しかしながら、宗門改帳上では兄が代替わり以前の段階で消失している事例は7件のみである。しかもそのうち3件は死亡であるのか養子縁組・分家なのか消失の理由を不明としている。弟の状況も探ってみたところ14件をかぞえ、そのうち10件は嘉永6年(1853年)以降の時期に集中している。この幕末期15年間への集中は、現象としては代替わりの補助員として考えられる従弟の併存する単位が多く見られた時期を仮に従弟併存期(文化年間、1810年前後まで)とすると、ついで分家の多かった時期として分家頻発期(文化年間・文政年間・天保年間初期)を経た後の段階になる。かように一般に相統慣行とされているものにおいても時代的推移がありうること、そしてその推移は各々の事情による選択・経験から次第に多様化しつつ生じることを確認している<sup>17</sup>。

13 岡田「近世農民社会における世帯と家系の継承」108-9頁。

14 岡田「近世農民家族における家督の継承とその戦略」140頁、同「近世農民社会における世帯と家系の継承」113-4頁。

15 農村レベルで家督相統に関する議論で家系図を用いた研究は戦前にさかのぼることができる。分家をたどることはすなわち本家に対する系譜関係をたどることであるから、有賀喜左衛門『南部二戸郡石神村における大家族制度と名子制度』1939年アチックミューゼウム彙報の第1章「分家」(著作集第3巻『大家族制度と名子制度』1966年前編第1章)では詳細な家系図が示されている。また、具体名が省略されているものの岩手県旧岩谷堂町増沢の同族団研究(及川宏『同族組織と村落生活』未来社 1967年 第1章)や信州諏訪塚原村における分家についての研究(同第4章)も系譜関係すなわち本家・分家関係に関する議論でも分析の中心となっているのである。他方、農民ではなく武家については武鑑からはじまり家系図がほぼ完備している点大きな違いがある。家系図を中心史料として最近著作としてまとまった一連の研究としては坪内玲子『継承の人口社会学』ミネルヴァ書房 2001年がある。もっとも、家系図は十分に揃うものの、後世に作成されたものが主であり、さらに本研究で用いたような宗門改帳のような史料がないため、かえって武家の人口動態などの研究が遅れている。そうした前提の上に武士身分の多様性を論じたのは磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会 2003年である。

16 実際、岡田も規範は長男子に限られるといった厳格なものではなくある程度融通のきくものであったとしている(「近世農民家族における家督の継承とその戦略」140頁)。

17 前掲拙稿「家系図の『家族』と宗門改帳の『家系図』」6-9頁。

では上塩尻において実際に「家督」として誰もが納得するような事例はどういうものであったのか。家系図において出てくる事例は以下の通りである<sup>18</sup>。

- 1 佐藤善右衛門 12代 信厚 吉郎平 享保9年家督 (安永8年巳亥正月5日卒 享年86)
- 2 佐藤八郎右衛門 5代 信邑 文蔵 安兵衛 享保16年家督 (寛政11年巳未7月13日卒 享年78)
- 3 佐藤八郎右衛門 9代 信命 三木助 (実小山新十郎信徴四男) 安政4年丁巳11月家督ヲ嗣グ (安政5年戊午12月26日卒 享年29)
- 4 佐藤八郎右衛門 10代 忠恕 勝蔵 安政5年戊午家督
- 5 佐藤吉兵衛 3代 信歳 初吉右衛門 半兵衛 (実中之条山岸浅右衛門男 母綱島興三左衛門女信歳ヲ生離別シ佐藤善右衛門信厚嫁故ニ信厚養テ信村ノ嗣トシ家督トス) (文化10年酉10月12日死年90)
- 6 佐藤嘉平治 3代 義白 貞二郎 城助 晩年嘉左衛門 (実山崎次郎左エ門義敷長男信威 信満卒後後嗣ナキヲ以テ明和元年夫婦共ニ入テ家督ヲ嗣ク寛政2年迄治家27年) (寛政3年・・5月27日卒 享年46)
- 7 佐藤嘉平治 4代 吉信 久吉 貞五郎 (実矢島茂右エ門吉歳長子) 天明6年12月26日為嗣子時年23寛政2年11月家督治家6年 (寛政8年丙辰3月16日卒 享年33)
- 8 佐藤嘉平治 5代 信宜 (フサ) 勝之介 嘉内 ((実 矢島茂右エ門吉歳四男 兄吉信卒 東枝幼ニシテ八歳故ニ山崎氏後夫トシ寛政8年

18 上田市上塩尻佐藤八郎右衛門家文書佐藤家系図。馬場家でも通常は家督または相続という文言は家系図に出てこない (佐藤八郎右衛門家文書諸家代継 村之部 二 馬場家)。しかし例外として他所から養子入りした場合に「仲右衛門 実金井山崎利左エ門男妻ト共ニ入家督ス」(家系図9-3)「仲右衛門 実金井中島常八男善十郎女マン配シ家督」(家系図9-4)という表現で登場する。家督という文言のかわりに相続を用いる場合には婿養子の事例であり、新平(「実山崎三郎右エ門男 (中略) 養子トシテ相続セシム」(家系図13-3)、弥五郎(「(略) 養子トシテ相続セシム」(家系図16-2))がこれにあたる。

5月入テ家督ス 文化6年巳4月28日家督を東枝二譲リ退隠家事ヲ治ルコト13年後 文化12年5月18日別ニ一家ヲ立) (弘化3年丙午2月27日卒 享年71)

- 9 佐藤嘉平治 6代 東枝 嘉三郎 内蔵之丞 文化6年巳巳4月28日家督 (天保11年庚子7月10日卒 享年53)
- 10 佐藤嘉平治 7代 信令 禮助 天保11年庚子7月家督ヲ嗣ク (嘉永7年甲寅10月4日卒 享年41)
- 11 佐藤嘉平治 8代 信周 嘉永7年甲寅9月14日 家督 (明治3年庚午6月24日卒 享年50)
- 12 佐藤八郎兵衛 3代 信和 初三五郎 (実埴科郡横尾和郷佐右エ門) ユミ女ニ配シ家督 (天保8年酉6月12日 死年54)

一覧するに家督の時点が明白に記載されている事例はむしろまれであり、この場合の家督とは特筆すべき点を記す際に現れる文言と映る。総本家善右衛門家と家系図の編者にして分家筆頭八郎右衛門家でも散見される程度であり、また吉兵衛や八郎兵衛の様な場合にも養子を入れた場合のことである。だが嘉平治家は庄屋も出し蚕種業で羽振りもよかったこともあるのであろう、ここでは例外的に3代以降9代まで継続して家督への言及があり詳細な事情が記されている<sup>19</sup>。いずれにせよ、「家督」という文言を使うのは佐藤家でも総本家とそれに近い分家のみであった。

先の岡田の会津山間部4ヶ村の事例では生前譲渡が338件、死亡譲渡が279件と、10%程度の差しかない<sup>20</sup>。さらに最近の陸奥国安積郡下守屋村人別改帳を用いての研究では生前譲渡が51%と半分以上を占め、死亡譲渡は21%のみである。しかも階層が上になるほど生前譲渡が増える傾向にあるという結果がでている<sup>21</sup>。岡田の扱う事例では生

19 長谷部弘「上田藩領上塩尻村蚕種商人の取引活動—1833(天保4)年の分析を中心に—」研究年報『経済学』65/4。

20 岡田「近世農民家族における家督の継承とその戦略—会津山間部の宗門改帳を中心として—」124頁。

21 岡田「近世農民社会における世帯と家系の継承—陸奥国安積郡下守屋村人別改帳を中心として—」105-6頁。



表1 上塩尻村における「生前譲渡」

		マキ	譲渡者	年齢	付箋	被譲渡者	年齢	貫高	続柄
天明8年	1788	佐藤	八郎右衛門	67		勝蔵	37	前年度9,343	養子
寛政10年	1798	春原	四右衛門	73		仁三郎	28		
寛政10年	1798	西原	金五郎	52		馬之丞繁吉(友助に改名)	20	18,984	次男
文化7年	1810	佐藤	松右衛門	80		代蔵	52	1,893	甥
文化14年	1817	清水	長左衛門	77		長左衛門銀之助(吟之助)	39	2年後2,204	
文政3年	1820	春原	五兵衛	85		孫兵衛	46		
文政13年	1830	佐藤	園右衛門	51		曾助(付箋)「判頭 改名 園右衛門」	29	2,945	
文政13年	1830	清水	万四郎	73		半蔵	54	3,087	
文政13年	1830	春原	用八	75		用八	53		
天保14年	1843	清水	長左衛門	65	(付箋)「父六十五」	清水新左衛門	34	2,548	
弘化2年	1845	清水	重左衛門	65	(自身はあらたに分家)	助五郎	34	0,316	
安政3年	1856	佐藤	佐藤善右衛門	64	(付箋)「改名 佐藤民弥」	佐藤平作(付箋)「改名 佐藤善右衛門」	42	8,371	
安政3年	1856	佐藤	佐藤善左衛門	62		三右衛門(付箋)「頭判」	45	1,465	養子
安政3年	1856	清水	半蔵	80		半六(家系図不出)	49	2,061	
安政3年	1856	清水	清水喜左衛門	84		清水善助	60	2,557	
安政4年	1857	春原	春原藤兵衛	74	(付箋)「父年七十五 改名」	春原彦作(付箋)「改名 春原藤兵衛」	36		
安政4年	1857	西原	与左衛門	61	(付箋)「父」	原量平	39	1,823	
安政7年	1860	馬場	半右衛門	58	(説明書)「病氣=付隠居仕」	馬場藤四郎	37	1,528	養子
元治2年	1865	清水	清水平助	66		清水金左衛門	43	2,188	
元治2年	1865	馬場	馬場半之丞	79		馬場政之右衛門	30	2,269	
元治2年	1865	西原	利兵衛	61	(付箋)「父 名改 友之丞」	原利兵衛	42	1,43	養子
元治2年	1865	滝沢	治右衛門	71		滝沢金右衛門	41	2,018	

前譲渡であることが明示されているのであろうが、上塩尻においては宗門改帳上で生前譲渡とみなしうるのは「分家」は措くとして表にまとめたように22件のみである(表1)。そのうち付箋に「隠居」と記載のあるのが1件(馬場半右衛門「病氣につき隠居」)である。もちろん「隠居」と明言していなくても、それまで筆頭者であった者に「父六十五」(天保14年 清水長左衛門)や「父」(安政4年 原与左衛門)といった付箋がついている場合も隠居であると知れるのである。あるいは安政3年の佐藤善右衛門の事例のように父親が改名し((付箋)「改名 佐藤民弥」)その息子(佐藤平作(付箋)「改名 佐藤善右衛門」)が同時に改名するといった場合も明白であろう。

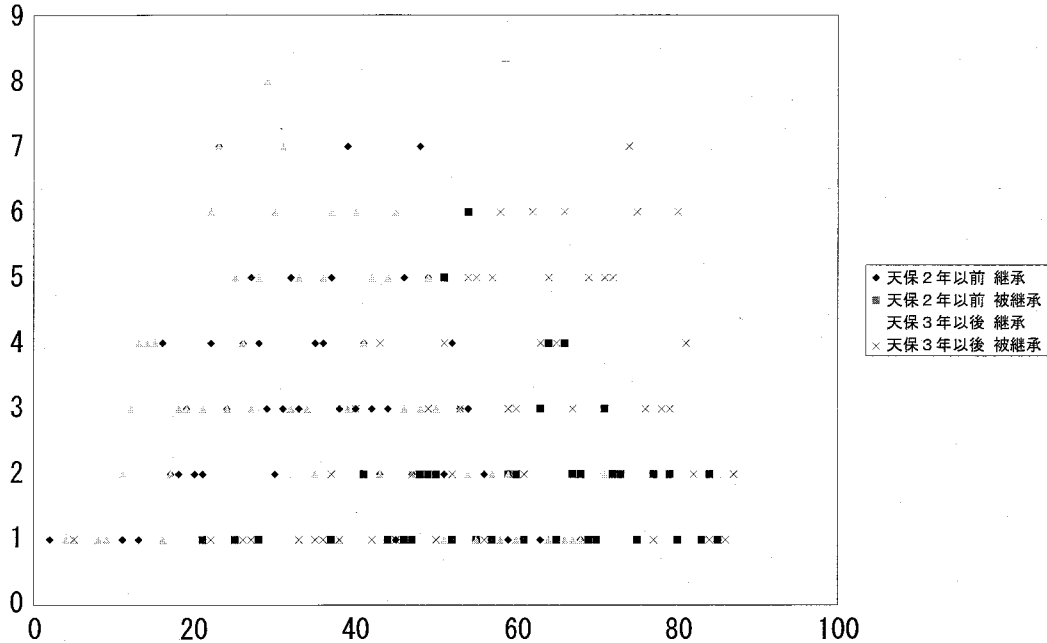
この表1ですぐに気がつくのは以下の点である。文政13年から天保14年までは全くみられない。また、天保14年と弘化2年の事例を除くと天保3年以降の事例は安政期以降に集中する。この時期には生前譲渡がすたれるようになるのであろうか。また天保3年以降はそれ以前の時期にくらべ、全体の代替わりは継承年齢が下がる時期でもある。さらに名字がつく者が増える。もっとも『上田小県誌』は、格式御免の事例として上塩尻村では安政4年の「御賞詞席順帳」において1村だけで割番格(一般庄屋の上)の者15名、庄屋格の者23名

におよぶとしている。当時蚕種業において利益を相当にあげており、蚕種商人の特権維持のためたびたび献金をした結果であろうというものである。形式上の村役人が多数できるということで幕末期の状況が彷彿とされる<sup>22</sup>。貫高から離れたところでの格式が重視されてきているという点はこうした側面もあるのである。

次節で検討するように貫高帳データを経済的な一指標とするのであれば、全体では1貫が概ねの平均であるのにくらべ、生前譲渡とみなされるこれら22件の事例の平均値は3.58貫(1件が18貫以上と飛び抜けて大きいことに由来する)、中位値が2,188貫と比較的高い。22件がそれぞれの家族(マキ)に属するか調べてみると、まず清水家が7件とほぼ3分の1を占めている。その貫高の平均も約2.5貫と安定した高さを示すものである。続柄でいえばすべて長男子に代替わりしている。ついで佐藤家がやはり多く5件であり、また貫高平均も4.8貫にもなる。もっともこれは8貫以上

<sup>22</sup>『上田小県誌』第2巻 307-9頁。家格についての議論は大島真理夫の『近世農民支配と家族・共同体』御茶ノ水書房 1991年に詳しいが、とくに分家と家格についての研究史・理論的整理は義江明子編『日本家族史論集』7 吉川弘文館 2002年にも再録された『近世における農民支配原則と『家族形態』(もとは『経済学雑誌』1986年 87/4)が行き届いている。

図2 上塩尻村宗門改帳筆頭者代替わり年齢分布



の事例を2件含む。他は西原・春原両家で3件ずつ。西原家の場合、与左右衛門家の18.984貫という村で最高の貫高を抱えて次男に譲った事例も含むのである<sup>23</sup>。春原家の場合は貫高の特定ができないかできても比較的小さい。また被相続者はいずれも73歳以上の高齢であることからも自然な代替わりとみなすべきである。ここで着目したいのは山崎家が入らない点である。山崎家は村の家格では佐藤家につぐはずだが、詳しくは次節にゆずるが、貫高でみると相当見劣りがする。再び天保3年(1831年)をひとつの画期としてみるならば、それ以前にくらべ継承年齢はより低年齢層に、また被継承年齢はより高齢層に明確な傾斜を見せている(図2)。これについてはおそらくそれまでのより公式的性格の強い家督相続とそれに準ずる

相続が一定程度の経済的基盤を規範にしていたものが、それ以降はそうした規範が後退し、譲渡者の自然死・老衰に起因する事例が増えるかたわら、継承する方としては経済的蓄積も含め準備により時間をかけない、単なる代替わりに重心が移行したことを示唆する。他方、幕末期に明白となるように名字をつけるものが増えることも傍証となるように経済的水準よりも家柄・血筋といったものが規範の中心になっていったことをも示す。もっとも、被継承年齢については平均をとってみれば若干下がっているのですが、以下の佐藤家と山崎家との差異にみられるように個々の家族ごとに偏差が広がったことに起因すると思われる。すなわち佐藤家などはそうした流れにはやや逆行するかのような数値を示す。すなわち天保2年以前は継承年齢は平均34歳ほどであったのがそれ以降は36歳を超え、かつ被継承年齢は60歳ほどが57歳に減ずる。それに対し、山崎家はまさに流れに沿っていくのである。数値をたどれば天保2年以前には継承年齢は平均36歳を超えていたのがそれ以降はほぼ30歳になり、かつ被継承平均年齢は64歳ほどで変わらず、かつ中位値はさらに上昇して66歳となるのである(表2)。

<sup>23</sup> 前掲抽稿「近世上田藩上塩尻村における家系図の『家族』と宗門改帳の『家族』」8頁。西原金五郎は3人息子の真ん中である繁吉に筆頭者の立場をまかせ、自らは「父親」として隠居した。長兄の西原政之助は「兄」として記載されたが、付箋によれば原政之助に改名とあり、改姓もしている。西原家は以後むしろ原家と呼ばれる。ところで2年後原与左衛門は筆頭者に復帰し、友助は原姓になるが兄の原政之助と同じ「男子」にもどっている。生前譲渡とはいってもその後には復帰もありうるということの例証である。

表2 上塩尻村宗門改帳筆頭者代替わり年齢：継承・被継承

	継承年齢		被継承年齢	
	平均値	中位値	平均値	中位値
全体	34.7	34	63.1	64
天保2年(1831年)以前	36	37	64	67
天保3年(1832年)以後	33.5	32	62.4	63.5
佐藤(全体)	35.3	38	56.6	59.5
天保2年(1831年)以前	33.9	37	59.9	60
天保3年(1832年)以後	36.2	39	56.9	58
山崎(全体)	32.7	33	63.7	64
天保2年(1831年)以前	36.2	37.5	64	63.5
天保3年(1832年)以後	30.3	28	64.4	66

以上、上塩尻村における継承年齢および被継承年齢を切り口に各家の状況と村全体の傾向を探った。その結果、まず上塩尻村では通常、家督相続とされる行為が直接宗門改帳という公的な文書に言及されることはほとんどなく、家系図という私的性格の強い文書においてもとくに佐藤家総本家および分家筆頭とそれに準ずる者が家督を嗣いだ場合にほぼ限定されていることを確認した。それもむしろ特筆すべき事情がある場合が多かった。また、宗門改帳で記載内容から生前譲渡をたどっていくと「隠居」もふくめても300件余中20件ほどとそもそも絶対数が小さいことを先行研究との比較で明らかになった。その際に1830年代から1840年代にかけて事例が見出せず、またそれ以降の時期でも1860年代に集中し、また継承年齢も低下するかたわら名字のつく者が増えるところから、「身分」「家柄」の相続という側面がより重視されているのではないかと推すことができる。そのため次では相続・代替わりにおける重心の移行を貫高を用いて検討する。

### 3 貫高帳データの導入：宗門改帳および家系図データに関する経済的一指標

本節では、前稿執筆の段階では十分に利用しえなかった貫高帳データを、あらたにデータベースに取り入れることで得られる知見を考究する<sup>24</sup>。貫高帳データについてはそこに記載された名請け人とデータベースの各対象者を照合させてある。貫高はあくまで土地の持ち高に対応したものであり、

経済的指標として各人の経済活動のすべてを示すものではない。また今後実際の各人の経済活動について種々の情報が入るであろうし、経済的側面ばかりで村落の生活を語りつくせるものではないが、さしあたりの目安にはなると判断している。

まず、上塩尻村の貫高の整理についてはすでに本上塩尻研究グループの山内太が手がけている。そのデータを応用して作成したのが表3である。名請け人の人数は150から170名を推移している。その分類は8貫以上、4貫以上8貫未満、2貫以上4貫未満、1貫以上2貫未満というように分けてある。しかし、全体の平均はおおむね1貫であり、実のところ他の場所にくらべるときわめて零細な持ち高である1貫未満の名請け人が多数存在し、なかんずく0.1貫未満の者も少なからずいることがわかっている。そのため0.1貫以上1貫未満お

<sup>24</sup> 本稿で用いた貫高帳は以下の通りである。文化7年(1810)貫文御高帳、文政2年(1819)卯貫高初名寄帳、文政12年(1829)丑貫高初名寄帳、天保2年(1831)卯貫高初名寄帳、天保4年巳(1833)貫高帳、天保5年(1834)午貫文高帳三月、天保6年(1835)未貫文高帳三月、天保7年(1836)申貫文高帳、天保8年(1837)酉貫文高帳、天保9年(1838)戌貫文高帳、天保10年(1839)亥貫文高帳三月、天保11年(1840)子貫文高帳三月、天保12年(1841)丑貫文高帳三月、天保13年(1842)寅貫文高帳三月、天保14年(1843)卯貫文高帳三月、天保15年(1844)辰貫文高帳三月、弘化2年(1845)巳貫文高帳、弘化3年(1846)午貫文高帳、弘化4年(1847)未貫文高帳、弘化5年(1848)申貫文高帳、嘉永2年(1849)酉貫文高帳、安政3年(1856)辰貫文高帳。なお、貫高と宗門改帳の総体的分析については山内太の論考に詳しいのでそちらを参照のこと。

表3 上塩尻村における貫高の分布

		8貫以上	4貫以上 8貫未満	2貫以上 4貫未満	1貫以上 2貫未満	0.1貫以上 1貫未満	0.1貫未満	合計
天明5年	1785	4	5	15	28	70	46	168
寛政10年	1798	4	3	16	26	57	51	157
文化7年	1810	4	5	14	26	70	46	169
文政2年	1819	2	8	13	30	67	49	165
天保2年	1831	1	6	16	48	80	29	180
天保12年	1841	1	3	19	51	75	25	174
嘉永4年	1851	1	2	18	49	76	23	169
万延2年	1861	0	3	15	63	77	18	176

よび0.1貫未満も分類の範疇にくわえた。

現在確認しうる宗門改帳は天明3年から残存し、貫高帳と対応するのは天明5年からである。天明5年には0.1貫にみたない貫高の名請け人は全体の3割ほどを占めている。また0.1貫はあるが1貫にみたない層が4割以上であり、この村で貫高が1貫未満の者は全体の3分の2にもぼるのである。1貫以上2貫未満の者が2割弱、2貫以上4貫までの者は1割弱である。それ以上となると全体の数%である。その後の推移をたどると、天保2年(1831年)から0.1貫未満の階層が激減し、その分1貫以上2貫未満の階層が倍増してその傾向を強めていっている。4貫以上の階層はまたごく少数になっていく状態も同時に観察できる。すなわち中位の階層の割合が増えるのである。この推移の理由はまだ十分解明されてはいない。だが、とくに文化年間以降の宗門改帳上の「分家」件数が増え、その際にあらわれる貫高が1貫以上の事例が多かったこと、また天保年間の不作飢饉が相対的に弱い存在である0.1貫未満の者に影響しその数を減らしたであろうこと、他方、おそらく文政期以降からであろうがとくに天保期以降この村の産業として蚕紙業がより重要になったことが主として中間層の持ち高の拡大につながったと推察している。

以上貫高の分布とその推移を概観したうえで、宗門改帳上の「相続」-代替わりの局面における貫高の分布を検討していきたい。まず前稿まで、宗門改帳という帳簿・記録上の単位における筆頭者の転換を当座の分類として「相続」と扱ってき

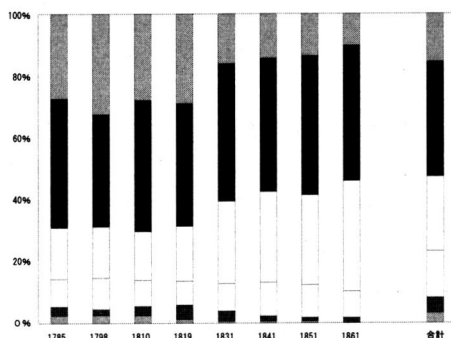
た。しかしながら家系図その他の内部情報をもたらす史料と照合してみると、宗門改帳上の代替わりが必ずしも相続といえるのかどうか定かでないため議論は「」(かっこ)つきの分類に拠るもので終始した。他方、家系図データにおいて家督という文言とともに期日が特定できるのはごく少数の事例だけである。第1節で示した通り、佐藤家のごく有力な系統の場合に限定されるといってよい。これはすなわち、上塩尻村においては宗門改帳といういわば公的な文書-行政文書は各家族の家督相続を扱うことを意図しておらず、それぞれの家督相続はより私的なこととして処分するということになっていたからではないだろうか。同様の理由から貫高という年貢徴収のための基礎指標にはそうした個々の私的情報である家督相続-代替わりも厳密に反映しなかった、と推察できる。とくに「家」の相続に関しては、家名・家産・家業の3つの側面から通常議論されてきたが、そのうち家産がそれほど大きくない、あるいはそもそも家産と称しうるのかも判然としない家にあっては貫高を指標とする経済的要素は必ずしも最重要なものではなかったとしたほうが自然であろう。そうした場合、むしろ家名ないし家柄・家格こそがより重要になるのであり、山崎五郎右衛門家の事例が示すように貫高それ自体はそれほど大きくないにもかかわらず本家筋における跡継ぎの家督相続に関して一族をあげての悶着が起るようになるのである。そうした家督相続のあり方が大きく変化をとげるというときに、むしろそれまで必ずしも

表4 上塩尻村宗門改帳における筆頭者代替わり時の貫高

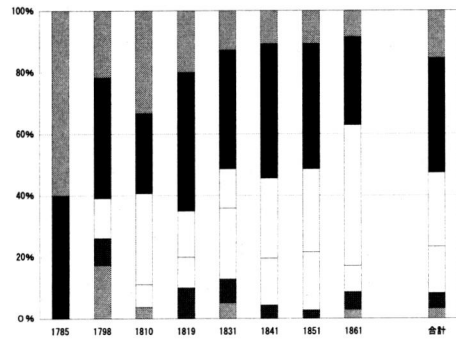
		8貫以上	4貫以上 8貫未満	2貫以上 4貫未満	1貫以上 2貫未満	0.1貫以上 1貫未満	0.1貫未満	不明	合計
天明5年まで	1785	0	0	0	0	2	3	3	8
寛政10年まで	1798	4	2	3	0	9	5	9	32
文化7年まで	1810	1	0	2	8	7	9	11	38
文政2年まで	1819	0	2	2	3	9	4	2	22
天保2年まで	1831	2	3	9	5	15	5	11	50
天保12年まで	1841	0	2	7	12	20	5	11	57
嘉永4年まで	1851	0	1	7	10	15	4	9	46
万延2年まで	1861	1	2	3	16	10	3	11	46

グラフ1 上塩尻村貫高分布および宗門改帳筆頭者代替わり時貫高分布

A. 貫高分布



B. 宗門改帳筆頭者代替わり時貫高分布



慣行というほどには順守されてはこなかったようなしきたりをあらためて慣行としてとりあげるという状況を生み出すのではないかと考える。

以上を念頭に宗門改帳データ部門における代替わり時点の貫高分布状況を検討する（貫高帳からのデータとの照合が現在困難な慶応4年の事例を除く）。累積件数とその比率をあらわしたものが表4である。なんらかの事由から代替わり時点の貫高が不明な事例は全体の22%を占める。記録年度間の空白期が長いと不明が多いのは驚くにはいたらない。累積件数をみても天明5年（1785年）・寛政10年（1798年）・文化7年（1810年）などの事例がそうである。もっとも空白期間のない天保期においても2割以上不明である。これは先の貫高名請け人全体の貫高分布において天保年間以降0.1貫未満の階層が減退する現象と関連するもので、むしろ家系のとだえる事例が少なからずあることを示す。

それでは代替わり時点の貫高が不明であった事例を除いた場合はどうなるのか。それを示したのがグラフ1（AおよびB）である。全体の傾向としては、件数のわずかな天明5年時累積は除いて概ね名請け人全体の貫高分布状況と近似している。この近似は代替わり時点も含めて記帳の過程で名寄せが十分になされ照合がすすんでいたことで可能となるのであり、貫高帳および宗門改帳作成にあたり上塩尻村内における構成員の掌握が確たるものであったことを裏づける。もっともいくつか相違点がある。まず、8貫以上および4以上8貫未満の階層の比率が高い。これらの階層は家督相統をおこなう階層である。単なる代替わりでなく家産も含めた相統をおこなうのである。次の相違点は天保2年（1831年）時以降嘉永4年（1851年）までの時期に2貫以上4貫未満の階層が全体の2割前後を占める点である。これについては、稿をあらためて論じることになるが、宗門改帳上の単

位筆頭者の代替わりすなわち「相続」とならんで単位が分かれる「分家」によるものが一因ではないかと考える。もっとも、宗門改帳上の単位の分割を分析遂行の便宜上「分家」としているものの、これまでも同時代人の記録を史料（「文禄ヨリノ代継名前帳」）として指摘したように実態はまた大いに異なることもありうる<sup>25</sup>。実際、宗門改帳上の単位分割件数が高いのは文化年間であり、やはりその影響であろう1貫以上2貫未満の階層が格段の増加をみせているのである。

それでは貫高帳全体の分布状況および代替わり時点での貫高分布状況をおさえたうえで、各家族（マキ）ごとに観察していこう（表5）。上塩尻では家柄および人数の多さからいって主要な家族（マキ）は佐藤・山崎・清水・馬場の4家であり、それらにつぐのが春原・西原家である。これら「主要」6家族あわせて216件で全体の69%と約7割を占める。この数値は相続・代替わりに限らず全体の人数比でも6ないし7割で同様である<sup>26</sup>。それ以外はあくまで分析の便宜上「非主要」としたが、これらはそれゆえ全体の3割程度ということになる。

代替わり時点で貫高の不明な事例が多いのは春原家である（37%：49件中18件）。実は代替わりの件数をもっとも多いのはこの春原家なのである。また、春原家は宗門改帳での単位は最多ではあるが、総本家もさだかだけでなく全体としてまとまりに欠け、貫高の平均値も低い。その居宅は主に「新屋（あらや）」すなわち3つある上塩尻村の集落（街道沿いの大村と本宿、そしてこの新屋）ではもっとも筑摩川よりの集落に集中している。推測するに他村からの移住者などはまず春原家に係累を見つけ、この新屋に居宅をかまえ春原を姓とすることも多かったのであろう。そういう集団であるから代替わり時点の貫高もおしなべて小さい。

8貫以上の事例も割合として多く、不明件数も少ないのは佐藤家であり、また全体の件数は小さいのだが西原家である。不明件数は少ないのだが

そもそも件数が少ないのが馬場家である。主要4家のうち、人数としては清水家などほとんど変わらないのに、こちらは概ね半分である。また4貫以上の事例は見だせず、他方0.1貫未満の事例も他にくらべると少ない。全体としてまとまりがあり家系図と宗門改帳との照合などの割合は比較的高く記録のもれが佐藤家について少ないという状態を示しているこの家が<sup>27</sup>、代替わりの件数が相対的に少ないのは「分家」が多かったからか。確かに天保5年（1834年）までに8件の宗門改帳上の分かれを生んでいる（うち7件は従弟である）<sup>28</sup>。

山崎家の事例では割合として最も多い階層は0.1貫以上1貫未満の階層である。0.1貫未満の階層もくわえた零細貫高が、代替わりの時点で現れるのは不明を除くと3分の2（30件中20件）である。山崎家は早くに総本家が途絶える。その後佐五右衛門-彦兵衛系統の忠之丞家で比較的貫高の高さを示すときがあったが、全体として貫高が小さいために2貫以上あれば一族のなかではかなり高い位置を占めうるのである。

さきに貫高帳名づけ人全体の傾向として、天保2年の時点で比較的中位（1貫以上2貫未満）の階層がより大きな割合を占めておりその後もその傾向が続くことを指摘した。上塩尻村で五人組の大幅な改編があったのは天保3年（1832年）である。その改編もそれまでとくに同族関係を中心とした五人組組織であったのが、より隣保組織的色彩を強めていた実情にあわせる趣旨でおこなわれた<sup>29</sup>。貫高の分布状況もどうやらそれ以前の文政期から変化のきざしを見せていたようである。それゆえ、五人組の改編にともない代替わりにおける貫高の分布にも親族・系譜関係が対応するであろうかとそれ以前とそれ以降とに時期を区切ってみた（表5  $\alpha + \beta$  およびグラフ2  $\alpha + \beta$ ）。西原（原）家は総本家家督相続にいわばしくじりがあったようである<sup>30</sup>。他家では0.1貫未満の階層がその

27 前掲拙稿 5-6頁。

28 前掲拙稿 8頁。とくに表4。

29 長谷部弘「近世期村落社会の共同性-上田藩上塩尻村五人組組織の事例研究-」『村落社会研究』18号 2003年 14-6頁。

25 佐藤八郎右衛門家文書。前掲拙稿10-2頁。

26 前掲拙稿5-6頁。とくに表2。

表5 上塩尻村各家(マキ)宗門改帳筆頭者代替わり時貫高

	8貫以上	4貫以上 8貫未満	2貫以上 4貫未満	1貫以上 2貫未満	0.1貫以上 1貫未満	0.1貫未満	不明	合計
佐藤	4	5	4	7	6	6	5	37
山崎	0	3	3	4	15	5	8	38
清水	1	4	9	9	7	7	8	45
馬場	0	0	5	6	11	2	1	25
春原	0	0	5	8	15	3	18	49
西原	3	0	0	4	6	5	4	22
他	0	0	11	21	31	10	25	98
全体	8	12	37	59	91	38	69	314

α. 天保2年(1831年)以前								
	8貫以上	4貫以上 8貫未満	2貫以上 4貫未満	1貫以上 2貫未満	0.1貫以上 1貫未満	0.1貫未満	不明	合計
佐藤	3	1	3	1	2	5	1	16
山崎	0	2	2	1	6	4	7	22
清水	1	4	4	2	2	5	4	22
馬場	0	0	2	2	6	1	1	12
春原	0	0	2	4	7	2	7	22
西原	3	0	0	1	3	1	1	9
他	0	0	3	5	16	8	15	47
全体	7	7	16	16	42	26	36	150

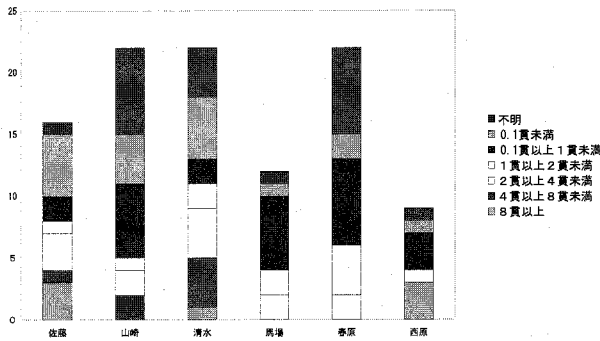
β. 天保3年(1832年)以後								
	8貫以上	4貫以上 8貫未満	2貫以上 4貫未満	1貫以上 2貫未満	0.1貫以上 1貫未満	0.1貫未満	不明	合計
佐藤	1	4	1	6	4	1	4	21
山崎	0	1	1	3	9	1	1	16
清水	0	0	5	7	5	2	4	23
馬場	0	0	3	4	5	1	0	13
春原	0	0	3	4	8	1	11	27
西原	0	0	0	3	3	4	3	13
他	0	0	8	16	15	2	10	51
全体	1	5	21	43	49	12	33	164

件数を減らしているのに対し、当家では増えている。他方2貫以上の階層は消えている。全体的傾向としては中位層すなわち1貫以上2貫未満の階層が件数を増やし、4貫以上の件数が減じる。佐藤家および清水家はその好例であろう。両家ではまた1貫未満0.1貫以上の割合も増やす。これは、その上の階層ともあわせて、どちらかという扶養を趣意として比較的小さい貫高の単位がその期間における「分家」で増えたからではないか。

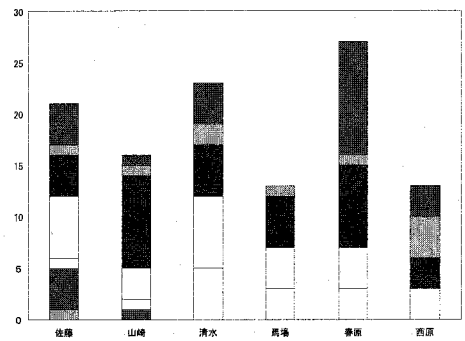
30 先の西原金五郎(本稿10頁,注23)の事例で、隠居した与左衛門がふたたび筆頭者になったこと、西原家が原家になることなど複雑な経緯があるようである。

馬場家がほとんど変化が見られないのに対し、目立って動きを示すのが山崎家である。不明が大幅に減っている。これは宗門改帳上および貫高帳上の記載とがほぼ合致し、それだけ山崎家構成員の把握がよくなされていることを示唆する。したがって情報に遺漏が少ないはずである。そのうえで、0.1単位未満および2貫以上の階層が減った分その中間層、なかんずく0.1貫以上1貫未満といういわば零細な階層が半数以上を占めているのである。まさにこの天保3年以降の時期「本家」五郎右衛門家は別系統の忠之丞家が蚕紙業から手をひいた後もその稼業を営んだ。五郎右衛門家は、現金収入を得つつ持ち高が2・3貫程度でも他の

グラフ2α 上塩尻村各家(マキ)宗門改帳筆頭者代替わり時貫高  
-天保2年(1831年)以前-



グラフ2β 上塩尻村各家(マキ)宗門改帳筆頭者代替わり時貫高  
-天保3年(1832年)以後-



一族がより小さい貫高であることからしてもその範囲で「本家」であったと考える。

以上本節では経済的一指標としての貫高帳データを導入し上塩尻各家の継承・代替わりの特徴を考察した。その結果、まずその経済的規模からして、相続そのものがどの程度一般に理解されているようなかたちでこの村ではなされていたかも定かでないことがわかった。宗門改帳における単位の継承に限っていえば相続というよりは筆頭者の代替わりとするだけにした方が良いように思われる。他方「分家」などにより宗門改帳上の単位が増えると各貫高は時代が下るにつれ減少傾向にあり、その中で少なくとも貫高に連動しない要素が各家の相続・代替わりにより強く作用するようになっていったことを看取できる。とくに山崎家は一族全体として貫高の零細化傾向にある中で、継承・相続・代替わりについては「本家」のあり方もふくめ意識的な対応をとっていく兆候が見てとれる。それゆえ以下では、その山崎家の相続・代替わりの実相を今一度広角に検討する。第1節で事例としてあげた山崎五市をめぐる状況がここではより長期的に一族全体の位置づけとともに立ち現れる。

#### 4 宗門改帳および家系図上の代替わり ：山崎家の場合

上塩尻村における山崎家はその高祖は山崎左内である。山崎家はしかし早くにこの左内直系の総本家(助之丞家)がとどめる。その後村内に4家がつた。そのうち「坂木たびや介之丞」の系統はその呼称からして坂木村に移るようである。だが

忠之丞-左源太家および佐五右衛門家らの系統は彦兵衛(新八郎)家ということになっており、他の部分とはかなり早い時期から筋を違えている。それゆえここで主たる対象となるのは3代助之丞家の娘から出ている覚兵衛家系統と3代助之丞末子の源之丞-吉兵衛から出ている諸系統である(付録)。

山崎家は早い段階で総本家がとどめいしば求心力を失ったこともあり、その分家・相続にも苦労というべきか時代ごとの特徴が見だせる。相続と分家との要点を年代毎に表にし、また寿命家系図と組み合わせてみたのが図3<sup>31</sup>である。現段階の表現技術ではどうしてもスペースに余裕がないため五郎右衛門系統のみ表わす。それでも図1の山崎家家系図とも見比べてみるとこれまで漠然とは感じられていたことがより明瞭に現れている。それは源之丞-吉兵衛系統は総じて男子が多いときに

31 前掲拙稿でもふれたが(拙稿一注2)、本図(寿命家系図)発想の基礎には、オーストリアの家族史家ミッテラウアーによる家族構成員ライフサイクル表がある(M・ミッテラウアー、若尾祐司他訳、『歴史人類学の家族研究-ヨーロッパ比較家族史の課題と方法』、新曜社、1994年、第6章、とくに214、225、230-1頁)、同様のやり方で日本の複雑な事例を表現した例としては、高木正朗の英文論考(Masao Takagi, 'Landholdings and the Family Life Cycle in Traditional Japan', *Continuity and Change*(2000)14/4)がある。また、村山聡も近世ドイツ繊維産業の地域としてヴッパー・タールのバルメンの家族について同様の手法を適用している(「第7章 近世ヨーロッパにおける個と家の異動」速水融編著『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房 2002年 212-22頁。もっとも、本研究のように村の家族全体をいわば1枚の大きな表にするという着想は独自のものである。



分家または単位分けを幾度か行なう、それにより全体の貫高を細分する傾向にあるということである。図3-1（すなわち天保2年（1831）年以前の時期）が示すのは、宗門改帳では同一単位内であるにもかかわらず寛政10年の時点で五郎右衛門55歳3.442貫、新三郎42歳が0.857貫で名請人が2人存在する。その後文政2年には貫高が双方減じている。五郎右衛門が2.831貫、新三郎が0.39貫である。さらに天保2年（1831年）までには五郎左衛門も名請人になり、宗門改帳同一単位に3名が存在することになっているのである。もっともその貫高は新たに代替わりした五郎右衛門41歳が2.831貫であり、五郎左衛門53歳が0.181貫、新三郎から代替わりをしている新右衛門にいたっては0.033貫とごく僅少であった。なるほど後者2者からすれば貫高においても五郎右衛門は「本家」であったろう。しかも興味深いことにこの本家は五市の父藤五郎もそうであったが、祖父五郎右衛門自身も養子であった。養子をとってまでその本家は継承されなければならなかったのにもかかわらず、その本家としての権威を保つためにも、もともと小さな貫高を分与してさえも分家が創成されていたということになる。しかしながら、宗門改帳上は同一単位であっても住まいは別であったはずである。それは天保3年の五人組改組の時点で明白にあらわれる。同族による編成が近隣の者による編成に変わる過程でそれまで判頭を山崎五郎右衛門とする山崎マキの五人組が消失する。五郎右衛門はもはや判頭ではなくなり、原太左衛門判下になる。また五郎左衛門および新右衛門はそれぞれ五郎右衛門判下であったものがそれぞれ佐藤清左衛門判下と清水幸助判下となるのである。それぞれ住居が異なるからであろう。五人組改組後にはこれまで少なくとも宗門改帳においてはひとつくりの単位であったものが3つにわかれる（図3-2：天保6年）。五郎右衛門はその前から大幅に貫高を減らしており平均以下の0.816貫である。また五郎左衛門はそれまで0.211貫だったものが0.598貫まで増えている。新右衛門はやはりすでに0.399貫であったがそれを維持している。後の2者はそれゆえ、この正式な「分家」のために同一単位であった際

より依然1貫未満と零細ではあれ、所帯として成立しうる貫高になっていたものであろう。そして、例の五郎右衛門死去の数年前には五郎左衛門は本家五郎右衛門が1貫を下回ったままで終わるのに対し、1.23貫とわずかとは言え1貫を上回るようになっていたのである。五郎右衛門家内では先にふれたように人の入れ替えが激しいのにくらべ、五郎左衛門家の方では人数も増やし勢威を強めているところであった。全体として比較的資産の多い五郎右衛門家であったが、たとえばこれは彦兵衛家系統の山崎家からするとあくまでよその家における内輪の事柄であった。他方、彦兵衛家の系統では佐源太家が有力であったのだが、ここが本家かというところを佐五右衛門-四五右衛門家の者がそのまま認めたかというところもまた疑問とせねばなるまい。いずれにせよこの左源太家は代々子どもが少なかった（付録）。そのため資産はある程度あってもそれをどのように維持していくかという懸念が常に存在したのである。

それでは、いかにして五郎右衛門家はその影響範囲はどうあれ「本家」を称しえたのか。先にふれたように五人組上の改編があったのは天保3年1832年である。その改編が宗門改帳上の単位編成に影響したかは今後の研究の課題であるが、図においても区切りとしてある。旧五人組編成では7単位は確かに山崎五郎右衛門の判下である。山崎善太郎が判頭で、さらに別の1単位が善太郎の判下、山崎助蔵が判頭であり、もう1件は清水忠助の判下である。実際のところ天明3年ころより天保期にいたるまで貫高を3貫前後にしているのはこの系統では五郎右衛門家のみであり、他はせいぜい1貫程度であった。左源太家系統と異なり、文化5年（1808年）におけるユニット4の大分割もあり人数・単位の増やし方も順調であり、貫高ないし資産の集積は望めなかったようでもある。結果として五郎右衛門家が相対的にもっとも有力であり、それゆえ本家と目される状況が続いたものと思われる。

しかしながら、天保3年の五人組改編により五郎右衛門（家）は判頭ではなくなる。五郎右衛門自身は原太左衛門判下となり、同一単位内の名請





け人3者がそれぞれ異なる判頭のもとに属している。居住一隣保関係で再編成したのであるからごく当然とも言えるだろう。左源太(忠之丞)判下となった単位がこちらの系統でその際3単位出たのも住居の実相にしたがうものであったろうし、その時点での左源太家の勢威を示したものとも言える。さらには天保5年(1834年)に五郎右衛門家自身の単位が3つに分かれる。五郎右衛門「本家」(0.816貫)と「本家篡奪をくわだてる分家」五郎左衛門家(0.21貫)、さらに「本家大事の分家」新右衛門家(0.399貫)である。この時点での五郎右衛門であればこれは五郎右衛門系統での「本家」でしかないようにも思われるが、それまでの50年間ほどのこの系統全体の経緯から相対的に依然有力であり、ここで新右衛門らが「本家大切」とするのめあながち非難するにはあたらなかつたのだと思われる。もっとも、左源太系統からはそうした見解に支持があつたかは目下定かではないのだが。

## むすびにかえて

以上山崎家の事例に論を発するところから、家督相続のあり方については直接宗門改帳という公的な文書に言及されることはほとんどなく、家系図という私的性格の強い文書とくに佐藤家総本家および分家筆頭とそれに準ずる者が家督を嗣いだ場合にほぼ限定されていた。また宗門改帳で記載内容から生前譲渡をたどっていくと300件余中20件ほどで先行研究とくらべても格段に低いこと、また1830年代から1840年代にかけて事例が見出せず、それ以降の時期でも1860年代に集中し継承年齢も低下するかたわら名字のつく者が増える。さらに今回データベースに新たに貫高という指標を組み込むことにより、まず全体として貫高が小さいことから相続そのものがどの程度一般に理解されているようなかたちでこの村ではなされていたかも定かではなく、かつ宗門改帳における単位の継承に限っていえば相続というよりは筆頭者の代替わりとするだけにした方が妥当であることを確認した。他方「分家」などにより宗門改帳上の単位が増えると貫高はさらに減少し、その中で少なく

とも貫高に連動しない要素が各家の相続・代替わりにより強く作用するようになっていったことを明らかにした。そのうえで山崎家の相続のあり方を上塩尻全体の動向に措定すると経済的な要素よりも家柄という家格の側面から相続は取り扱われていたことを見出したのである。それゆえ山崎五市の一件もまさにそうした相続に関する村民の対応の仕方が変化しつつあつた際の出来事であつたとしても大きな過誤とはなしえないのではあるまいか。

## 付録 山崎家について

### 総本家 山崎家家系図1

まず総本家は左内(元和九年(1623年)3月5日没:その父親は右衛門太夫 右衛門太 三十郎 介之丞 慶長3年没(1598年) 武田家へ、のち真田家へ仕える)である。4代目に分家が4系統できた。本家は6代目で途絶える。4人男子の末子である源之丞の系統が山崎家家系譜では最初に記載されている。

### 源之丞末子 源之丞家の系統 山崎家家系図2

源之丞から4代目これも4人男子のうち末子が源之丞を名乗り、享保年間の貫高は960文である。次代三太夫で貫高は半減し、さらにその子、孫之丞の代には200文(34歳、天明7年)、70文(45歳、寛政10年)までに減じていく。この数字だけみるなら8歳女子と6歳男子もかかえ一家は極賓状態である。このとき22歳になる長男は出稼ぎに出たのか宗門改帳から姿を消し、以後情報がない。父孫之丞が55歳で死亡した2年後の文化7年(1810年)の貫高帳では6歳であつた男子も18歳になっており、貫高は10文とある。ほとんど捨て扶持でありそれが39歳までその高で続くが、41歳のとき680文に跳ね上がり依然苦しくはあれ多少の安堵はあつたと推察しうる。その後も多少高を増やし幕末にいたる。

この系統の始祖源之丞は末子であり、その父親吉兵衛の代でも長兄作右衛門は家系図では分家とあり、また次弟も早世したらしく家督をついでいる。

**源之丞次兄 九郎介家の系統 山崎家家系図4**

ところが源之丞の兄2人、次男九郎介および三男五郎右衛門はそれぞれ分家となったものの、享保年間の貫高はそれぞれの系統で3貫以上（九郎介2代善太郎3貫336文、五郎右衛門3代五郎右衛門3貫226文）であり、貫高だけから判断すると盛況といえる。もっとも、九郎介3代平三郎のときには激減しており彼が20歳の時点（1756年）には391文である。そのときには本家三太夫37歳が933文である。ところが翌年三太夫が568文に減じ他方平三郎が842文にふえたのは両者間で融通があったものであろうか。4年後には三太夫の高も933文に復活する。ただし、宝暦14年（1764年）に平三郎が1貫388文におよそ500文ほど高を増やした2年後に三太夫がふたたび568文に減らすのも同様であらうか。この2系統は三太夫の孫娘とめ（先にふれた「極貧」時8歳の女子）と平三郎の男子太之助の婚姻などもあり密接な関係を保っていく。平三郎自身はその弟である善之丞と安永7年（1778年）までには貫高をわけている。すなわち平三郎が1,388貫であったのが1,008貫に減じ、善之丞が393文で貫高帳にはじめて登場するのである。翌年善之丞が899文とおよそ500文増やしている一方で三太夫が504文から376文に減らすことには何か関連があるのか、いまのところ不明である。この九郎助の子孫は分家孫分家と6系統できていく。いずれも500文から1貫程度でつましく暮らす印象をうける。

**源之丞三兄 五郎右衛門家の系統 山崎家家系図5**

五郎右衛門家は享保年間には3貫を越す貫高であったのが3代五郎右衛門の21歳のときまでに569文に減らしているものの40代には概ねもとの貫高に戻している。その後4代には2.8貫、5代五郎右衛門のときには0.8貫と貫高を減らしていく。6代五郎右衛門は32歳で早世したため、7代五市（吾市）は父・祖父と続けて亡くしたあと自身の貫高となったのは780文であったはずである。その時点で分家五郎左衛門家は文政12年180文であったのが1.23貫までに増えていた。ところがこの五郎左衛門が本家の跡取り吾市の養育のための「貯金」

を勝手に使い込むというようなことをしたため、「本家大事」と分家新右衛門（貫高378文）が訴えを起こすに至るのである。

**山崎忠之丞左源太家 山崎家家系図18**

山崎忠之丞左源太家は初代佐五右衛門（元和7ないし8年生まれ、元禄5年没）からの系統である。佐五右衛門は左内家4代の次男新八郎もしくは弥太郎（詳細不明）から3代である。左内の系統が途絶えたため、次男新八郎の系統であるこの佐源太家がいわば本家筋といえるかもしれないが、村内でも意見がわかれるところである。この佐源太家は生まれる子どもの数が少ない。3代平七と4代忠之丞とで養子が2代続いた。男子が1名で自動的に長男の相続となる事例がほとんどであった。ただし、3代平七は清水忠助の弟であり、清水忠助は裕福であり兄弟とともに組も形作りかなり勢力を持っていたように思われる。

1999年度日本村落研究学会研究大会における田島昇報告の「馬入り一件」が示すように、7代右源太は村を相手に訴訟問題を起こし、その後右源太は牢に入れられたりなどもしている苦勞する。そうしたことがたたったか、彼は天保10年（1839年）に45歳で没する。死亡時の貫高は3貫51文で、25歳（文政2年）、先代忠之丞の没後3年目で5,798貫であったときからすると貫目は半分近くに落ちている。もっともそれは文政12年までに弟の政七に分けていたことが主たる原因であらう。右源太の男子8代左源太は父が死亡した際は12歳であったが、村の支援もあってか後に若くして組頭となる。

\*本稿は日本村落研究学会第51回研究大会での報告に大幅な修正のうえ加筆したものである。なお、筆者が研究代表者である平成15年度学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「近世村落における自然環境と資源利用の史的対比研究—市場経済形成期におけるイングランドと日本の耕地・共同地（コモンズ）利用形態を中心に—」および研究分担者である科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「市場経済形成期におけるコミュニティ組織の存在形態」の研究成果の一部をもなす。